

令和8年度 大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理実施計画

大阪市・八尾市・松原市・守口市（以下「構成市」という。）におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬計画を基礎自治体である各市が担当し、一般廃棄物の処理処分を大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）が担っている。

このため、環境施設組合が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき策定する一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物の中間処理及び最終処分を主な内容とした計画としている。

環境施設組合は、構成市のごみ減量・リサイクル施策と連携し、循環型社会形成に向けたごみの適正処理を実施する。

1 計画地域

構成市全域

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画処理量

(1) 焼却処理

(t/年)

種別	計画処理量
大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物	884,531
八尾市から排出され焼却処理する一般廃棄物	60,325
松原市から排出され焼却処理する一般廃棄物	27,025
守口市から排出され焼却処理する一般廃棄物	32,100
計	1,003,981

(2) 破砕処理（資源化）

(t/年)

種別	計画処理量	金属回収量	焼却処理量
大阪市から排出され破砕処理する一般廃棄物	9,151	1,643	7,508

※焼却処理量は、上表（1）焼却処理の「大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物」の計画処理量に含む。

(3) 埋立処分

(t/年)

種別	計画処理量
埋立処分量（焼却残滓量）	148,500
内	
北港処分地夢洲（第1区）埋立量	47,100
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	101,400

4 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
大阪市から排出され焼却処理または破碎処理する一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・市（直営・委託） ・市長が許可した事業者 ・排出者自ら 	環境施設組合 （直営・委託）	環境施設組合 （直営・委託）
八尾市から排出され焼却処理する一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・市（直営・委託） ・市長が許可した事業者 ・排出者自ら 		
松原市から排出され焼却処理する一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・市（直営・委託） ・市長が許可した事業者 		
守口市から排出され焼却処理する一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・市（直営・委託） ・市長が許可した事業者 		

5 ごみの適正処理計画

(1) 効率的で安定した中間処理体制の確保

① 処理施設の安定稼働

焼却工場の安定稼働にあたっては、ごみ量やごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行い安定した運転を継続するとともに、適切な日常及び定期的な点検・検査・補修を行う。

また、故障事例を十分踏まえた予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障の少ない安定した処理施設の稼働に努める。

DBO方式を採用し運營業務委託を行っている住之江工場においては、定期的にモニタリングを実施し、運營業務が適正に履行されていることを確認する。

② ごみ処理過程におけるリサイクルの推進

ごみ処理過程におけるリサイクルを推進するため、粗大ごみについては、舞洲工場破碎設備で破碎処理を行い、鉄とアルミニウムを選別・回収し資源化を行う。

破碎処理後の残渣は焼却処理を行う。

③ 計画的かつ効率的・効果的な点検整備の推進

焼却工場では、設備の安全性及び機能を維持し、安定的な処理体制を確保するため、定期的に運転を停止して設備の点検整備を実施する。

点検整備にあたっては、設備の現況を適切に把握したうえで、緊急性や重要性を勘案し、中長期整備計画を策定する。

中長期整備計画は、稼働状況や点検結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、PDCAサイクルによる継続的な改善を図ることで、より一層効率的・効果的な整備を推進し、安定稼働に努める。

④ 搬入物検査の実施

焼却処理及び破碎処理作業に支障をきたす廃棄物の混入を未然に防止し、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するとともに資源化を推進することを目的に搬入物検査を実施する。

⑤ 人材育成による運転・管理技術の維持・継承

焼却工場を運転・管理するために職員が取得すべき資格等について、退職や人事異動

等があっても運転に必要な法令等で定める資格取得者数が不足しないように、取得対象者や取得目標人数を定め、安定的なごみ処理事業を継続すること及び直営作業の充実による管理技術の維持向上等に努める。

職員への研修や教育の実施、外部講習会への参加等により、資格取得者数及び特別教育受講者数の確保に努め、焼却工場の運転・管理技術の維持・継承に努める。

(2) 環境負荷の低減

① 公害防止対策

ごみを焼却処理する過程で発生する有害物質を燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備で削減・無害化を行い、環境負荷を可能な限り低減する。

焼却設備と公害防止設備の運転・維持管理を最適に行うなどにより、公害防止対策を推進する。これらのデータは、法令の定めに基づき環境施設組合ホームページで公表する。

② 環境マネジメントシステムの活用

環境施設組合の焼却工場では 全 6 工場で環境マネジメントシステム (ISO14001 : 2015 (JIS Q 14001:2015)) を認証取得、維持している。

焼却工場の事業活動が環境に与える影響を把握、評価し、環境汚染物質の削減、省資源・省エネルギーの取り組みを自主的に管理することで環境に配慮した操業を行っている。

焼却工場では、環境マネジメントシステムに適合する文書により環境方針を内外に公表するとともに、これを遵守し、環境の改善に積極的に取り組んでいる。

(3) 脱炭素化の推進

① 余熱利用の促進

ごみの焼却処理に伴って発生する熱を利用して蒸気を発生させ、発電や近隣施設に蒸気供給を行うなど、熱エネルギーの有効利用に努める。

焼却工場の建替えにあたっては、化石燃料の使用量を削減し脱炭素化に寄与するため、高効率発電設備を導入するなど余熱利用を積極的に促進する。

② 温室効果ガス排出量の削減

熱エネルギーの有効利用により発電した電力を電力会社等に売却することによって、電力会社等は、発電に伴う化石燃料の使用を削減できることになり、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与していく。

また、令和 6 年 4 月から自己託送事業により、焼却工場の発電電力を大阪市施設へ供給している。焼却工場から送電する電力についてはCO₂フリー電力とみなされており、脱炭素化の取り組みに協力している。

なお、自治体間だけでなく、地域企業と連携し「電力の地産地消」など官民連携による環境貢献の取組みも積極的に進めていく。

③ その他の環境への取り組み

焼却工場では、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物屋上や壁面を利用した緑化を行い、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減に努めている。

また、屋上に太陽光発電パネルを設置し自然エネルギーを利用した発電を実施するとともに、雨水を貯留し施設内散水や洗浄水として有効利用を行っている。

(4) 埋立処分場の安定管理

焼却工場から排出される焼却残滓は、大阪市ごみ量分は環境施設組合が管理運営する大阪市の最終処分場である北港処分地（夢洲1区）と、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分地である大阪沖埋立処分場へ搬入し、八尾市ごみ量分、松原市ごみ量分、守口市ごみ量分は、大阪沖埋立処分場へ搬入している。

① 北港処分地（夢洲1区）

a 概要

北港処分地（夢洲1区）は、大阪市独自の最終処分場で、大阪市から埋立処分事業を承継した環境施設組合が、平成27年度から管理運営を行っている。

b 公害防止対策

ア 浸出水対策

廃棄物の埋立に伴って生じる浸出水については、一次処理として廃水浄化設備（フローティングエアレーター）による曝気処理を行い、二次処理として廃水処理設備（凝集沈殿装置）による薬剤処理を行って排水基準を遵守する。

イ 発生ガス対策

廃棄物の埋立により発生するメタンガス等は、ガス抜き施設を設置し埋立地内にガスが滞留しないよう処理する。

ウ 衛生動物及び廃棄物の飛散防止対策

埋立処分場からハエ、ネズミ等の衛生害虫獣の発生・繁殖防止及び廃棄物の飛散防止対策として廃棄物の上を山土で覆う（覆土）。

② 大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設・運営する事業主体の組織法人として、昭和57年3月に「広域臨海環境整備センター法」に基づき「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立された。各構成市とも関係地方公共団体として出資しており、大阪市においては港湾管理者としても出資を行っている。

同センターでは、Ⅰ期計画として建設した尼崎沖と泉大津沖の2か所について、すでに受入を終了しており、Ⅱ期計画として大阪沖埋立処分場において、平成21年10月から受入を開始している。

(5) 大規模災害対策の強化

① 各マニュアルの整理及び研修・訓練の実施

環境施設組合では、構成市域に災害が発生または発生する恐れがある場合を想定し、構成市と連携して適切に対処するための必要な事項を定めた災害対策実施要領を策定している。また、大規模災害が発生した場合においても業務を継続するための優先順位を定めた業務継続計画を策定している。さらに、災害対策実施要領及び業務継続計画のもと、大規模災害（震災）時において職員が冷静かつ的確に対応することができるよう大規模災害（震災）発生時対応マニュアルを定めている。

これらの災害対応に係る文書については、災害発生時に適切に対応できるよう、各職員に対して研修により周知を図るとともに、定期的に訓練を実施し文書の見直しを行っている。

研修については、新規採用者及び人事異動者に対しては速やかに実施するとともに、文書改定時には都度、全職員を対象に実施し各職員の理解促進に努める。

大規模災害を想定した訓練については、環境施設組合全体で実施する訓練を年2回、工場単体で実施する訓練を年1回以上実施する。各工場においては、職員を来庁者と見立てた避難誘導訓練をあわせて実施する等、災害時における市民等の安全確保に努める。

② 災害ごみの適正処理

地震や風水害等の自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、早期復旧と衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、基礎自治体である構成市との連携に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

また、近隣市町村等において自然災害等が発生し、当該市町村からごみ処理の要請があった場合についても、被災された地域の早期復旧と住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力という見地から、環境施設組合のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を実施する。

③ ごみ処理施設の災害対策

鶴見工場建替・運転委託事業では、災害対策として新耐震基準を上回る耐震性能を確保し強靱化を図っている。また、大規模災害発生時における浸水想定を考慮して、3階以上に電気関係室及び事務所・見学者エリアなど重要な施設機能を設置することや、1階部分は防水扉・防水シャッターを採用することで建物内への浸水被害を最小限に止めることにより、早期稼働できるように計画している。

さらに、水害時避難ビル及び大阪広域環境施設組合業務継続計画に示された代替本部として活用することも踏まえたうえで、災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害応急対策が実施可能な施設を計画している。

(6) 技術調査・研究の充実

効率的で適正かつ安定したごみ処理を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や、高効率なエネルギーの回収利用を可能にする処理システム開発など、廃棄物処理に関する新たな技術や課題等について、調査研究を進める。

また、焼却工場の運転管理や施設整備・建設計画など、環境施設組合が有する技術力を活用して、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力・支援を行う。

(7) 普及啓発活動の推進

環境施設組合では、処理施設の事業運営について構成市民の理解と協力が得られるよう、構成市と連携・協調し普及啓発活動を推進している。

その一環として、焼却工場において個人、学校、振興町会、各種団体等の見学や、国内外からの行政視察を積極的に受け入れるとともに、事前予約不要で自由に見学可能な「焼却工場オープンデー（見学会）」を構成市や区役所等と連携して開催している。

また、工場に来場しなくても見学可能な「バーチャル工場見学」をホームページに掲載し、市民交流の多様化に対応している。

その他、市民が環境施設組合の情報に触れやすく、かつ理解を深められるよう、環境施設組合ホームページの内容を見つけやすさと分かりやすさに重点を置いて充実させることや、SNSを用いて週1回程度の頻度で積極的な情報発信を行う。

なお、地域貢献活動の一環として、地元企業などと連携した普及啓発活動にも取り組んでいく。

6 ごみ焼却工場の整備・配置計画

ごみ焼却工場の整備・配置計画については、令和8年3月の一般廃棄物処理基本計画改定に合わせて計画の見直しを行った。前回改定を実施した令和2年以降、ごみ処理を取り巻く環境は大きく変化しており、社会経済活動の活性化等の要因により、ごみ減量が計画通りに進んでいないため、西淀工場と八尾工場を同時期に整備すると処理余力が不足する見込みであることや、工場の老朽化、建替工期の長期化、並びに建設費用の高騰といった新たな課題が明らかになり、これらの課題解決のために西淀工場の整備は建替から基幹改良工事^{※1}に変更することとした。

基幹改良工事に変更することにより、建替工事と概ね同等の期間で、西淀工場、八尾工場、舞洲工場、東淀工場の4工場を早期に健全化・延命化し、ライフサイクルコスト^{※2}を低減、ごみ処理に係るトータルコストを平準化するとともに、財政負担の軽減を図ることとした。今後、同計画に基づき施設整備を推進していく。

※1 基幹改良工事とは、工場の延命化を目的に、主要設備の大規模更新等を行うもの。(工期:2～3年)

※2 ライフサイクルコストとは、建設～稼働～廃止されるまでに費やされる建設費や運営費の生涯費用総計

また、令和5年3月に休止した鶴見工場については、新施設の設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用し、令和5年2月に事業契約を締結した。令和10年度末竣工を目指して工事を進めている。

7 施設一覧

(1) 焼却工場

名称	規模 (t/24h)	竣工 年度	所在地	余熱利用 【()は許可最大出力】
西淀工場	600	1994	大阪市西淀川区 大和田 2-5-68	・蒸気：大阪市立西淀川屋内プール、西淀川特別養護老人ホームへ供給 ・発電(14,500kW)：大阪市西北環境事業センターへ送電、自己託送により構成市所管施設(110施設)へ送電、電力会社へ売却
八尾工場	600	1994	八尾市上尾町 7-1	・蒸気：八尾市立屋内プールへ供給 ・発電(12,800kW)：八尾市立衛生処理場へ送電、電力会社へ売却
舞洲工場	900	2001	大阪市此花区 北港白津 1-2-48	・蒸気：大阪市建設局舞洲スラッジセンターへ供給 ・発電(32,000kW)：電力会社へ売却
平野工場	900	2003	大阪市平野区 瓜破南 1-3-14	・発電(27,400kW)：大阪市東南環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
東淀工場	400	2009	大阪市東淀川区 南江口 3-16-6	・発電(10,000kW)：電力会社へ売却
住之江工場	400	2022	大阪市住之江区 北加賀屋 4-1-26	・発電(11,300kW)：電力会社へ売却

(2) 破碎設備

名称	規模	竣工年度	所在地
舞洲工場破碎設備	回轉式 120t/5h 低速回轉せん断式 50t/5h	2001	大阪市此花区 北港白津 1-2-48

(3) 最終処分場

名称	規模	埋立開始年度	位置
北港処分地夢洲 (第1区)	埋立面積 641,000m ² 埋立容量 11,690,000m ³	1985	大阪市此花区夢洲東 1丁目地先